

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

B 型及び C 型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変や肝がんに至る危険性の高い深刻な病気である。この患者・感染者は、国内最大の感染症として 300 万人を超えており、長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど精神的・経済的に多くの困難に直面している状況である。

そして、その患者・感染者の多くが、輸血や血液製剤の投与、集団予防接種での注射針・注射器の共用など、医務・薬務・血液行政の誤りによって感染したものであることから、国の責任は極めて重大であり、抜本的な対策を取ることが求められている。

そうした中、国は、平成 20 年度から、新たな肝炎総合対策「肝炎治療 7 か年計画」をスタートさせた。しかし、法律の裏付けがない単年度ごとの予算措置であるとともに、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じていることから、適切な肝炎対策を全国的規模で推進するためには、基本的な拠り所となる法律が必要である。

よって、国会及び政府においては、下記のとおり、肝炎対策のための基本法を制定するよう強く要望する。

記

- 1 肝炎対策に係る「基本理念」や「国や地方公共団体の責務」を明確にすること。
- 2 全国的な肝炎の治療体制の整備と施策を推進するための財源を確保すること。
- 3 医療費の助成と治療中の生活支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 21 年（2009 年）3 月 30 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣

（提出者）全議員